# 2019 日米医療機器イノベーションフォーラム神戸　協賛要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、2019 日米医療機器イノベーションフォーラム神戸（以下「日米フォーラム」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体（以下「企業等」という。）が、日米フォーラムに協賛する際に必要な事項を定めるものです。

（協賛）

第２条　この要綱において、協賛とは、企業等が、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

（１）資金協賛　日米フォーラムの実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

（２）その他協賛　日米フォーラムの実施に要する（１）以外の提供

（募集期間）

第３条　募集期間は、令和元年８月３１日までとします。ただし、状況に応じて募集期間を延長することができるものとします。

（協賛依頼の対象者）

第４条　機構は、日米フォーラムの趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼します。

（協賛の申込等）

第５条　協賛をお申し出いただける企業等は、あらかじめ「2019 日米医療機器イノベーションフォーラム神戸　協賛申込書」（様式第１号。以下「申込書」という。）を機構に提出していただきます。

２　機構は、申込書の提出があった場合、第 10 条第１項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し「2019 日米医療機器イノベーションフォーラム神戸　協賛申込受理書」（様式第２号）により受理した旨を通知します。

（協賛金の振込等）

第６条　第２条第１項第１号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第２項による通知を受けた場合、速やかに、機構が指定する振込先に協賛しようとする金額を一括して納付していただきます。ただし、第３条に定める期間内で、協賛金を分割して納付することもできます。

２　機構が申込者から協賛金を受領したときは、領収書（様式第３号）を発行するものとします。

（その他教案の方法等）
第７条　第２条第１項第２号に規定するその他協賛を行おうとする企業等は、第５条第２項による通知を受けた場合、機構が指定する方法により、その他協賛を履行していただきます。
２　機構は、申込者の希望により、その他協賛の証明書を発行することもできます。

（協賛の特典等）
第８条　機構は、第５条第２項による通知を受けた企業等（以下「協賛者」という。）に、協賛金額に応じて別紙「協賛特典」のとおり特典を付与します。
２　第７条第１項の規定による協賛者の特典については、機構が協賛内容から換算した金額に応じて、別紙「協賛特典」のとおり特典を付与します。

（協賛金の使途）
第９条　協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとします。
（１）日米フォーラムの実施に要する経費
（２）その他日米フォーラムの開催に付随する経費で必要と認められるもの
２　機構は、協賛金に基づく物品の制作等をしたときは、資金協賛者に対して資金協賛報告書（様式第４号）を送付するものとする。

（協賛申込の不受理等）
第 10 条　機構は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。
（１）特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は日米フォーラムを特定の政治、思想、主教等の活動に利用する恐れのある者
（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員であると認められる者
（３）法令又は公序良俗に反する者
（４）日米フォーラムについて、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
（５）その他機構が不適当と判断する者
２　機構は、第５条第２項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金等を返戻します。

附則　この要綱は令和元年６月１日から施行する。